

多摩都市計画地区計画の決定（多摩市決定）（参考）

都市計画多摩センター北地区地区計画を次のように変更する。

名 称		多摩センター北地区地区計画
位 置 ※		多摩市愛宕四丁目地内
面 積 ※		約2.3ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は多摩センター駅の北側に位置し、多摩の「心」の整備エリアとして多摩ニュータウンにおける拠点地区に位置づけられ、東京都施行による新住宅市街地開発事業に基づいて整備されたところであり、良好な市街地環境の形成が期待される地区である。</p> <p>本計画では、この新住宅市街地開発事業の効果を維持増進させ、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	周辺の住環境と調和した複合市街地としての形成を図る。
	地区施設の整備の方針	新住宅市街地開発事業により計画的に整備された地区周辺の道路及び公園、緑地等の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区周辺の環境と調和、配慮した複合市街地を形成するため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面線の位置の制限を設ける。また、潤いのある都市景観を創出するため、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を設ける。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅及び下宿（当該地区内に建築できる用途の建築物に必要な管理上不可欠な居住用の建築物は除く）</p> <p>(2) 寄宿舍（事業所、研修施設等に併設するものは除く）</p> <p>(3) 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅</p> <p>(4) 共同住宅で、2階以下の部分を住戸又は住室に供するもの</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 自動車修理工場</p>

建築物等に関する事項	建築物の用途の制限 ※	(7) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に付属するものを除く） (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号、第5号及び第6号の規定に該当する営業に係るもの (11) 畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は5m以上とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(色彩の制限) 建築物の外壁及び屋根の色彩は原色をさけ、落ち着いた色調とする。
		(屋上の機器・設備の制限) 水槽・冷却塔等屋上の機器・設備は、目隠しをするなど地上及び他の建築物からの景観に配慮する。
垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣、さくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で、地盤面からの高さが60cm以下のもの、あるいは門柱にあつてはこの限りではない。	

※は知事同意事項

「区域、壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

(理由) 本地区は新住宅市街地開発事業によって整備されたところであり、良好な複合市街地としての形成と保全を図るため、地区計画を変更する。

規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

地区整備計画 区域	計画地区の区 分	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築 物	
		出窓等	玄関ポーチベランダ等
多摩センター北 地区	—	—	—

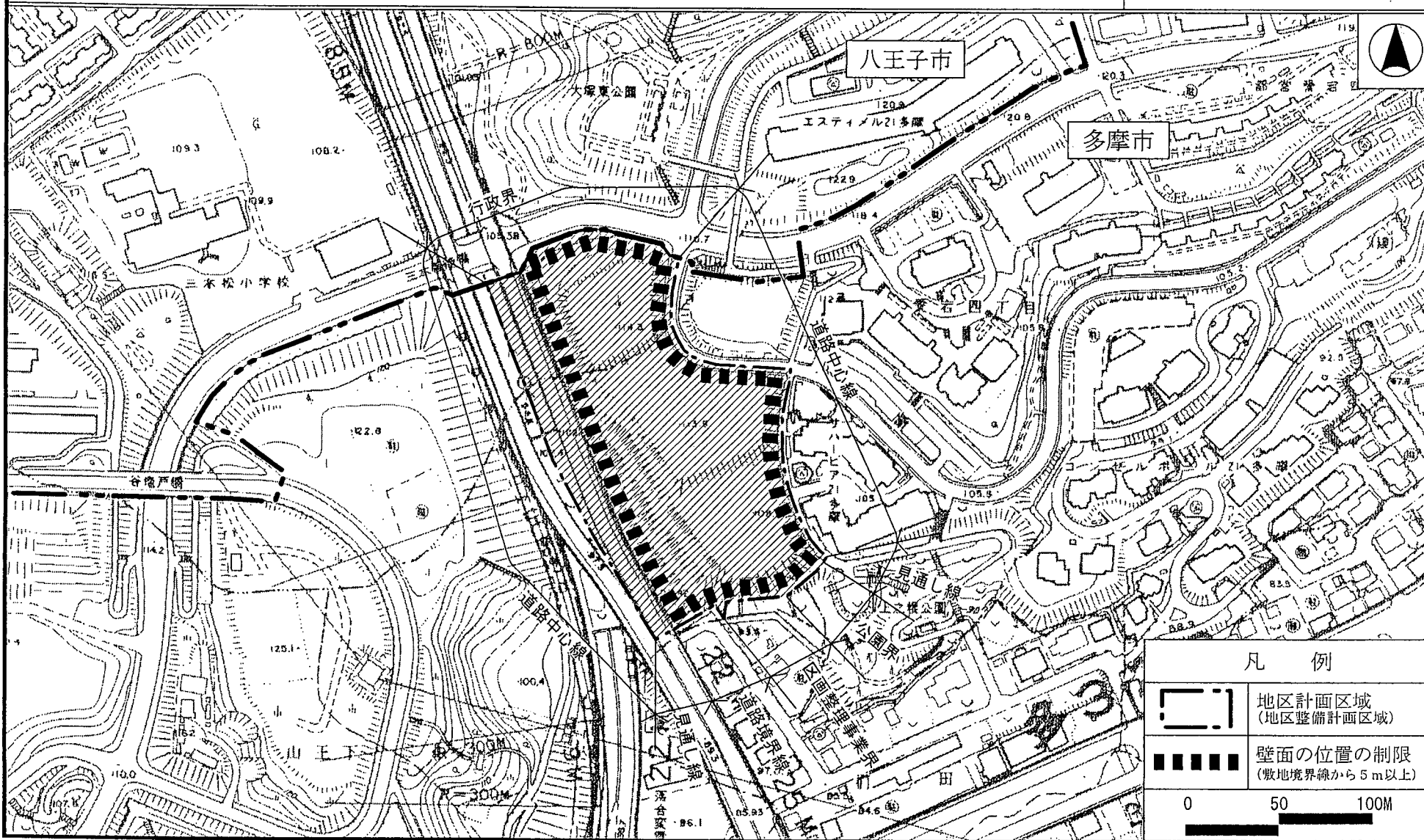
規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面



地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
多摩センター北 地区	—	—

多摩都市計画地区計画  
 多摩センター北地区地区計画

計画図

〔多摩市決定〕



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	壁面の位置の制限 (敷地境界線から5m以上)
0                      50                      100M 